

第6回 国土交通省独立行政法人評価委員会
奄美群島新興開発基金分科会

平成18年7月25日

【上田特別地域振興官】 それでは定刻になりましたので、ただ今から第6回国土交通省独立行政法人評価委員会奄美群島振興開発基金分科会を開催いたします。

本日は委員の皆様方にはご多忙中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。私、特別地域振興官の上田と申します。よろしくお願ひいたします。本日の議事進行につきまして、後ほど分科会の会長を選出していただくまでの間、務めさせていただきたいと存じますのでよろしくお願ひいたします。

本日は委員7名のうち5名のご出席をいただいておりますので、国土交通省独立行政法人評価委員会令に規定する定足数である過半数の出席要件を満たしておりますことをご報告させていただきます。なお、長沢委員、日向野委員はご都合により本日、ご欠席でございます。

次にお手元の資料でございますが、一番上に議事次第、次に委員名簿、座席票、配付資料一覧と続きまして、資料1は議事(2)の「平成17年度財務諸表に関する意見」に関する資料でございます。資料2は議事(3)「平成18年度長期借入金の借入計画に関する意見」に関する資料。資料3は記事(4)「平成18年度長期借入金の償還計画に関する意見」に関する資料。資料4は議事(5)「平成17年度業務実績に関する評価」に関する資料。資料5は議事(6)「役員退職手当の支給に係る業績勘案率の決定」に関する資料をおつけしております。

議事(2)の財務諸表は、独立行政法人通則法第38条第3項により、議事(3)の長期借入金の借入計画は、奄美群島振興開発特別措置法第20条第2項により、議事(4)の長期借入金の償還計画は、奄美群島振興開発特別措置法第21条第2項によりそれぞれ大臣が承認又は認可する際に、独立行政法人委員会の意見を聞かなければならないこととされているものです。議事(5)の業務実績に関する評価は、独立行政法人通則法第32条第1項により、独立行政法人が各事業年度の業務実績について独立行政法人評価委員会の評価を受けなければならないこととされていることを受けたものであります。議事(6)の役員退職手当の業績勘案率は、平成15年12月に閣議決定されました「独立行政法人、

特殊法人及び認可法人の役員の退職金について」に基づき決定するものであります。

それでは、本日の議事に入らせていただきます。まず分科会長をお務めいただきました高橋委員の任期切れに伴い、国土交通省独立行政法人評価委員会令第5条3項に基づきまして、分科会の長を委員の互選にて選出し、かつ代理となる方を分科会長にご指名していただきたいと存じます。各委員の皆様、いかがでございましょうか。

【高田委員】 私から申し上げてよろしいのであれば、今リストを見せていただいたのですが、來生先生が適任かと思えます。もし來生先生がよろしいとおっしゃっていただければあとは先生方、ご異議ありませんでしたらお願いできればと思っております。

【上田特別地域振興官】 皆様いかがでございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

【上田特別地域振興官】 それではご賛同いただきましたので、來生委員に分科会長をお願いしたいと存じます。それでは、來生分科会長、よろしく願いいたします。

【來生分科会長】 ただいまご推薦をいただきました來生でございます。大変重責ではございますが、適切な評価が実現できるように努力をいたしたいと思っておりますので、どうぞよろしくご協力のほどをお願いいたします。

議事に入ります前に、分科会長の代理の指名をさせていただきたいと思えます。本日も欠席ではいらっしゃるのですが、金融論のご専門の日向野委員に分科会長の代理をお願いしたいと思えますので、よろしく願いいたします。

それから、本日は奄美群島振興開発基金の川島理事長にご出席をいただいておりますので、一言ごあいさつをお願いいたします。

【川島理事長】 奄美群島振興開発基金理事長の川島でございます。よろしく願いいたします。

本日はご多忙の中、このような機会を与えていただきまして、心から感謝申し上げます。平成16年10月に独立行政法人になり、17年度が第2期目の年度でございまして、これを終了したところでございます。その実績等につきましては後ほど詳細にご説明申し上げますが、17年度を中心にしまして、奄美の経済の動向等について若干お話をさせていただきます。

まず、基本的には離島でございます奄美群島におきましては財政の支出による経済への影響が大変大きく、我が国経済は持ち直しつつあると巷間言われておりますが、奄美では全くその実感がございまして、大変厳しい状況が続いておるものと理解しております。

特に公共事業につきましては、奄振事業で一定の枠を設けていただきまして、それなりの規模はございますが、それでも地方公共団体を中心に公共事業が相当縮減され、その結果、受注が大変厳しい状況にあり、雇用等を中心に奄美の経済は厳しい状況にあると言えます。

それから奄美の主要な産業であります農業のうち特に中核的な作物でありますサトウキビでございますが、通常、群島内で40万トン生産できたかどうかは今年が出来がいいか悪いかの一つの基準といえますが、ここ近年は干ばつとか台風の来襲によりまして40万トンを割り込む年度が続いておりまして、17年度産で34万5,000トンでございましたが、来期につきましては40万トンに近い数字が出るのではないかと考えておりますが、これも秋口の台風の行方次第ということが言えようかと思えます。

それから、長い間、奄美の産業を支えておりました大島紬につきましては、絶頂期あたりでは30万反という状況がございましたが、16年度に3万反、10分の1になりまして、17年度は2万7,000反ということで往時の10分の1以下となっております。和装需要がこういう状況でございますので、下げ止まりがどこで支えられるかというのはございますが、特に生産現場にしわ寄せが来ておりまして、紬を織る女性の方々の高齢化が相当進んでおります。今後、そういう伝統、技術を伝承するのが大変危惧される時期でございます。一方では製造過程を観光コースに組み入れたり、あるいは泥染めというのを体験させたりというように観光とタイアップした紬の振興ということ等も取り組まれております。それから業界全体ではいわゆる偽大島紬というものの対策といたしまして、生産履歴システム、どこでどなたが織ってだれが染めたかというのが入っておりますチップみたいなものから追跡できるような仕組みを作りまして、その普及等に今は努めているところでございます。今、端緒についたばかりで、大勢は占めておりませんが、そういう消費者の信頼を得る方法として業界が取り組んでおりましたり、それから共同のイベントといいますか、そういうものに注力しているところでございます。

黒糖焼酎につきましては大都市でも大変需要が伸びまして、製成数量、作った数量でいいますと、16年度で1万6,694キロリットルと過去最高を記録したところでございます。各メーカーにおきまして、貯蔵タンクの増設等によって質の向上と、一方では量産体制等をとっておりますが、もうそろそろ落ち着くのではないかとこともあり、一過性のブームに終わらないためにどうするかというのが焼酎業界で議論されつつあるところでございます。

観光につきましては、奄美は人口も含めて沖縄のおおむね10分の1経済と言われてお

りますが、観光はなかなか10分の1にならず、相変わらず年間40万人程度で推移しております。ただ最近、特に冬場のスポーツ合宿というのが脚光を浴びておりまして、一つは暖かいということ、それから最近、地元でやっと納得しましたのが花粉症がないということだそうでございまして、そういうこともありまして、17年度は過去最多の1,500人ぐらいが来ていただいたところでございます。それから修学旅行も、微々たるものではございますが、16年の3,500人から17年、7,000人と増加し、主に体験型、泥染めとかあるいはキビの収穫でありますとか、そういうので少し目を向けられつつあるかというところでございます。

おおむねそんな感じでございますが、特に最近、芽を出しつつありますのが、繊維製品の製造、これまでの蓄積を生かして新しい繊維製品ができないかというのが、企業誘致によって進出してきた企業等が少しそういう所に目を向けているところでございますし、それから先ほど申し上げました観光と紬販売の組み合わせ、主に買っただけの大都市のターゲットの方を奄美にご案内して製造工程を見ていただいたり、あるいは奄美の文化等を体験していただくというための施設を紬の販売をする業者が作ったりと、そういう新しい産業の芽と申しますか、そういうものも出つつあるところでございまして、従来の既存の産業と新しいその芽が育つと、少し奄美の経済の自立化に資するのではないかと期待しているところでございます。

こういう中で奄美基金といたしましては、17年10月に民間から新しい理事、奥高吉を起用いたしまして、民間のノウハウを生かして効率のいい、あるいは収支の取れた、もっとお客様の立場に立ったサービスをするという取組みに今ついたところでございます。また出資業務につきましては、中期目標どおり17年度末で廃止ということにいたしました。なお中期計画、年度計画に沿った業務の推進につきましても引き続き業務運営の効率化、サービスの向上、財務内容の改善に努めているところでございます。業務運営の状況につきましては後ほど項目別に説明させていただきますが、皆様方のご意見・ご指導をいただきながら引き続き適切な業務運営に努めてまいり所存でございますので、よろしくご指導を賜りますようお願いいたします。

本日はよろしくご審議ください。よろしく申し上げます。

【來生分科会長】 どうもありがとうございました。

それでは、議事に入らせていただきます。今回は議事次第にございますように「財務諸表に関する意見」、「長期借入金の借入計画に関する意見」、「長期借入金の償還計画に関

する意見」、「業務実績に関する意見」、「役員退職手当の支給に関する業績勘案率の決定」、以上の5項目についてご審議いただきたいと存じます。

それでは、議事(2)の「平成17年度財務諸表」につきまして奄美基金からご説明をいただきたいと思っております。よろしく。

【林総務企画課長】 奄美基金総務課長の林でございます。よろしくお願いいたします。

お手元の資料1-1財務諸表をお願いいたします。1枚めくっていただきますと、平成18年3月31日現在の財政状態をあらわす貸借対照表資産の部がございます。2枚目に負債のほうが表示してございます。主な科目についてご説明させていただきます。

貸借対照表の資産の部、Iでございます。流動資産のうち主な科目で、現金及び預金が10億1,100万円でございます。内訳といたしましては、現金が50万円、郵便振替が100万円、普通預金が1億8,900万円、その他、定期預金が8億2,100万円でございます。

次に短期貸付金でございます。これは1年以内に償還期限が到来する貸付金残高として2億800万円ほど計上しております。その下に△で表示してございますのがこの短期貸付金に係る引当金でございます。610万円ほど計上しております。この計上方法は、あらかじめ定められております償却引当基準に則り自己査定を行った結果でございます。

次にIIの固定資産でございます。有形固定資産といたしましては、建物、車両運搬具、器具及び備品、土地がございます。土地以外はすべて定額法により減価償却を行っております。

次に、投資その他の資産の投資有価証券でございます。投資有価証券につきましては、国債が6億9,800万円と地方債が2億8,700万円、合計9億8,500万円でございます。すべて満期が1年を超える長期保有の債券でございます。

次に、長期貸付金でございます。こちらは償還期限が1年を超える貸付金残高でございます。112億円ほど計上しております。これも先ほどの短期貸付金と同じように△で表示してありますが、この112億円の長期貸付金に係る引当金でございます。その下の35億円ほどございますが、求償権でございます。こちらのほうは私どもが保証いたしまして回収ができなかった金融機関のものを代払いしたものの債権でございます。こちらが35億円と、その引当金が25億7,000万円計上しております。計上方法につきましては、求償権も貸付金も同じ方法で計上しております。

次にIIIの保証債務見返でございます。こちらのほうは1年以内のものが短期の保証債務、

それを超えるものが長期の保証債務、合計で105億2,500万円計上しております。

次に1枚めくっていただきまして2ページ目でございますが、流動負債でございます。こちらのほうが1年以内に私どもが借りております返済をしなければいけない長期借入金の残高、こちらが6億5,400万円、次に固定負債のほうでございますが、この1年を超える長期借入金が14億7,800万円計上しております。次に引当金の保証債務損失引当金でございますが、これは先ほどの保証債務に係る引当金でございますが、求償権と同様でございます。短期・長期合わせて7億1,500万円ほど計上させていただいております。

次に資本の部でございますが、資本金は国から87億円、鹿児島県及び奄美群島内12の市町村から52億2,800万円、合計139億2,900万円となっております。

次に繰越欠損金でございますけれども、後ほどご説明いたしますが、損益で17事業年度は2,356万円の利益を計上しております、こちらを差し引いた分の49億3,400万円を繰越欠損金として計上させていただいております。

続きまして3ページ目でございますが、17事業年度の運営状況を示す損益計算書でございます。ちょっと順序が逆になりますが、下の経常収益のほうから説明させていただきます。貸付金に係る利息収入が2億590万円、保証に係る収入が1億2,600万円、保証業務における損害金の収入としまして770万円、あとは受取利息、あと国債、地方債の有価証券利息等を計上してございます。経常収益の合計額は3億5,000万円となっております。

次に上のほうの経常費用でございますが、貸倒引当金の繰入の増加、こちらが1,157万2,000円、あと求償権の償却引当金の増加、こちらが5,400万円という形になっておりまして、引当金の繰入合計が6,690万円の増加という形になっております。一方、一般管理費でございますが、こちらのほうは役職員の給与その他、物件費等も含みまして2億5,800万円となっております。そうしますと、この経常収益から経常費用を差し引いた分で経常損失が1,800万円出ております。しかしながら、過去に償却いたしました求償権の取立益、こちらが4,100万円ほどございました。あと償却承継債権利息、これはわずかでございますが3万円ほどございまして、一応、臨時利益という形で4,170万円計上させていただいております、経常損失の1,800万円を差し引くと、2,356万6,000円という利益でございます。一応、こちらはこの2,356万6,000円というものを先ほどの貸借対照表に反映して、損失の処理案をつくってございます。

以上が貸借対照表と損益でございました。

続きまして4ページ目でございますが、キャッシュ・フロー計算書でございます。こちらは平成17事業年度の資金の出入りというものを活動区分別に表示したものでございます。一番下の資金期末残高、これを期首残と比べまして1億6,000万円ほど減少しております。こちらのほうは定期預金を除いて計上しております、このほかに定期預金が8億2,000万円ほどございますので、実質繰越は10億円を超える状況でございます。

続きまして、5ページ目が先ほど申し上げました損失の処理に関する処理案でございます。こちらは評価委員会でご承認いただくべき内容でございますので、一応、案という形で表示させていただいております。

6ページ目でございますが、こちらが行政サービスの実施コスト計算書という形で、これも先ほど申し上げました損益計算書の2,300万円の利益でございますが、業務費用ということで利益ですので△の表示になっております。こちらのほうに私どもがいただいております出資金のコストを掛けたらどうなるかというものを表示した表でございます、我々がいただいている130数億円の出資金にⅡで表示しております政府出資等の機会費用という形で、18年3月末の10年ものの利付国債の利率1.770%を掛けて、これだけコストがかかっているということで表示してございます。2億4,000万円のコストということで、2,300万円の利益でございますので、差し引き行政サービスのかかる実施コストというのは2億1,800万円という表示となっております。

あと7ページ以降、重要な会計方針とございますが、これは減価償却の会計処理方法、引当金の計上基準、有価証券の評価基準、機会費用の計上方法等について記載しております。

8ページ目はキャッシュ・フロー計算書関係で、先ほど申し上げました定期預金の8億2,000万円、合計現預金では10億円というものの表示になってございます。

重要な債務負担行為、こちらは通常、私どもがやっている業務以外の債務負担行為、これは特にございません。

後発事象も重要なものは、該当する事項はございませんでした。

9ページ目でございますが、私どものほうで過去、国の方から継承されました承継債権とガリオア・エロア資金等でございますけれども、こちらのほうは主務省令で定める書類として規定されているものでございまして、この債権自体は、なかなか高齢の方も多く、時間がたっているものも多いので回収は難しい状況でございますが、一応、毎年計画を立ててこのような形で回収実績のご報告をさせていただくという形になっております。

なお、10ページから13ページまでの附属明細書、あと17事業年度の決算報告書、1-3とございますが、こちらのほうは説明を割愛させていただきます。

続きまして事業報告書でございます。資料1-2でございます。平成17事業年度事業報告書でございます。私どもの今年度の事業の内容等について整理したものでございます。

1ページめくっていただきまして、独法奄美基金の状況でございます。こちらは前回と同様でございます。業務は保証業務と融資業務でございます。出資業務は、先ほど川島の方から説明がありましたように17年度末で廃止いたしております。事務所につきましては、鹿児島県奄美市ということで、以前名瀬市という行政区分でありましたが、18年3月に合併がございまして奄美市ということになっております。あと資本金の状況でございます。総括、保証勘定、融資出資勘定となっております。保証勘定で43億円、融資勘定で96億円、合計で139億円の出資をいただいております。

2ページ目を開けていただきまして、役員の状況でございます。理事長が先ほどごあいさつさせていただきました川島でございます。理事が昨年10月1日より民間のほうから奥高吉という理事が入っております。監事は、昨年と引き続き屋宮監事と文監事でございます。監事2名は非常勤となっております。職員でございますが、平成16年10月の独法発足時に2名の定員削減を行いまして、23名から21名としたところで今、定員は21名ですが、実員としましては、1人退職者が出て不補充でございますので、今現在、20名の実員でございます。あと基金の沿革、こちらのほうは省略させていただきます。

続きまして3ページ目でございますが、先ほど申し上げました承継債権の回収の状況が(1)についてでございます。当初、承継額は5億1,600万円というものでございます。回収につきましては3億8,000万円の回収、クレーム等がありまして免除したものが1億1,800万円、残高としましては973万円の残高を現在、所有しております。あと信用保証の状況でございます。保証業務の状況でございますが、一般保証、制度保証ともに対計画額に比して減少しています。理由としましては、事業環境が厳しくなっている建設業とか小売業の方々の減少が要因と考えております。実績の中で、特別小口資金というのがございますが、こちらはサービス業の関係の方が100万円、創業の方々に利用いただいております創業支援資金、こちらが飲食業の方が2,200万円、あと介護の方、あるいはサービス業の方が利用していただいております。あと緊急経営対策資金としまして、こちらのほうはアスファルト関係の窯業の方が4,000万円、その他、石油・石炭製品工業の方が1,000万円という利用になっております。県の制度保証のほとんどが、今、中小

企業振興資金の利用となっております。

4ページ目でございます。こちらのほうは実績としまして、16事業年度実績が10億5,000万円、17事業年度では20億1,000万円の実績でございました。一般農業振興資金につきましては、農業機械の取得、農地の取得、畜舎、特に子牛の生産に要する畜舎の需要がございました。林業振興資金については、近年需要がございません。あと水産振興資金につきましては、養殖漁業の施設及び中古船の取得等がございましたけれども、今、需要は低迷している状況でございます。大島紬特産品、こちらは紬業者の需要もございましたが、それを上回る黒糖焼酎関係の需要がございました。あと観光関連では、計画額を若干下回って、一通り設備投資が終わったという関係もございまして、そう伸びておりません。あと地域資源振興資金、こちらは新たな特産品関連の需要があって計画を上回っております。

(4)でございますが、借入金の状況でございます。この保証勘定の借入金でございますが、こちらは地方公共団体独自の制度保証、その預託金でございますが、瀬戸内町という大島本島の南部の町が一つ制度を持って、1,000万円を預託金として運用しておりましたが、近年利用がないので、17年度末でこの制度保証は廃止いたしました。あと融資出資勘定でございますが、こちらは鹿児島県のほうから調達させていただいております特別転貸債、こちらが期首29億円、期中減の、返済が7億5,700万円ということで、17事業年度末残が21億円という形になっております。

5ページ目でございますが、財政融資資金の状況でございます。こちらのほうは、私どもが国から出資をいただいております産業投資特別会計の残高を表示してございます。勘定別で、17年度末で保証業務が13億5,000万円、融資が49億5,000万円、合計63億円ということになっております。昭和60年から毎年3億円の出資をいただいております。

次のページでございます。信用保証の状況でございます。先ほど業種、資金別で見ただけでしたが、保証の申込が20億円、保証承諾が147件の19億1,000万円という形で、代位弁済が約5億円、求償権の回収が1億5,400万円、求償権の現在高が35億円、保証の現在高が105億円ということになってございます。

一応、この中を業種別で見ますと7ページのほうでございますが、私どものほうで一番需要がありました建設関係、小売関係が若干落ちてきている影響がございまして、全体的に保証実績が減少しております。16事業年度14億3,000万円となっておりますが、

こちらは10月から3月までの下半期でございますので、通年で見ますと約30億円少しくございました。こちらのほうが19億1,000万円ということで需要が減っている状況でございます。

あと金融機関別でございますが、普通銀行で、地銀が2行ございます。あとは地元の信用金庫と信用組合、こちらのほうの需要でほとんどでございます。

8ページ目でございますが、保証金額別の保証状況でございます。件数的には小口の資金需要500万円というのがおおむね半分程度を占めております。5,000万円を超える大口の保証先は、サービス業、繊維工業等の運転資金でございました。

5番目の保証期間でございますが、運転資金が主体でございまして、5年から7年というところが主体でございます。

(6)が保証基金の状況でございますが、保証基金と申しますのは、私どもの出資金と利益積立金、債務保証損失引当金の一部で構成されておりますいわゆる自己資本的なものでございまして、この15倍まで保証の残高を維持できるという考えのもとに業務を行っております。今で言えば17億6,500万円、これが保証基金でございまして、15倍で265億円弱というところまでが保証のリミットで、この中で運営していくという形でございます。

引き続きまして9ページ、融資の状況でございます。融資申込後の処理状況でございます。20億4,700万円の申し込みに対しまして融資が20億1,000万円、償還が22億ということで、融資現在高は114億円になっております。

業種別でございますが、先ほど申し上げましたとおり農業関係では農業機械の取得、農地取得等でございます。林業でございますが、こちらは森林組合の利用がございまして、運転資金の実績でございます。あと水産業は、先ほど申し上げました中古船の取得、養殖漁業施設でございます。大島紬の製造業のほうと、あとは黒糖焼酎の運転資金の需要というものが製造業の需要になっております。この中でサービス業は観光関連ということで見ていただければと思います。

10ページ目でございます。融資金額別でございます。やはり小口の資金が多くて、一般農業振興資金とかそういったものは500万円以内のものが非常に多うございます。大口のものは焼酎業者の運転資金でございますとか、大島紬関係の運転資金の需要でございます。

期間別でございますが、設備はおおむね10年以下でございます。これを超えるものは

農業資金の一部でございますが、大体5年から7年という運転資金の部分が多い状況でございます。

ちょっと駆け足でございますが、一応、事業報告書を説明させていただきました。

資料1-4でございますが、1枚物でございます、私どもの監事の監査報告書でございます。5月31日付理事長あてでございます。

もう一つが資料1-5でございますが、これは私どもの監査いただいておりますあずさ監事法人に監査いただきまして、こちらのほうから監査報告書ということで意見をいただいております。監査の結果につきましては、詳細はこちらに表示してございますが、特に意見等につきましては昨年同様でございます。

以上のようなことで、一通り財務諸表を駆け足で恐縮でございますが、説明させていただきました。以上でございます。

【來生分科会長】 どうもありがとうございました。

ただいまご説明をいただいたことにつきまして、何かご質問・ご意見等ございましたらお出しいただければと思います。どこからでも結構でございますので、どうぞ。何かございますでしょうか。よろしゅうございますか。

【高田委員】 特にはございません。

【來生分科会長】 それでは、この財務諸表を大臣が承認するに当たりまして、当分科会として申し上げるべき意見はないということですので、平成17年度の財務諸表につきましては、当分科会として特に意見なしということにいたしたいと存じますが、よろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

【來生分科会長】 それでは、そういうことにさせていただきます。

続きまして議事(3)平成18年度長期借入金の借入計画につきまして奄美基金からご説明をいただきたいと思っております。

【林総務企画課長】 引き続きまして、長期借入金の計画についてご説明いたします。資料2をご参照いただけますでしょうか。

私どもの融資業務の融資の事業資金の原資、中には出資金及び現在借入金が21億円ほどございますが、こちらを貸付、回収を繰り返しておりますけれども、その中で18年度におきまして2億円の借入金収入を必要としております。あと借入先としましては、今あるものと全部同じで鹿児島県からの特別転貸債という形でございます。こちらの金利でござ

ございますが、借入の金利は借入時の財政投融资の金利を予定してございます。償還方法は、半年賦で元利均等償還、償還期限は7年という形になっております。利息のほうは、支払い方法は6カ月ごと後払い、支払い期限は第1回償還日よりこちら7年という形で長期借入金を計画しております。よろしくお願いたします。

【來生分科会長】 ただいま資料2についてご説明をいただきました。何かご質問・ご意見ございませうか。よろしゅうございませうか。

それでは、特にこの借入計画を大臣が認可するに当たりまして、これも当分科会として申し上げるべき意見はないということで処理をいたしたいと存じませうがよろしゅうございませうか。

〔「異議なし」の声あり〕

【來生分科会長】 それでは、次に議事(4)でございませう。「平成18年度長期借入金の償還計画」につきまして奄美基金からご説明をいたしたいと思ひませう。

【林総務企画課長】 引き続きご説明させていただきます。

資料3の償還計画(案)でございませう。平成18事業年度の借入金の償還計画額は、6億5,400万円でございます。参考1の表でございませうが、18事業年度におきませう償還額の借入年度別の内訳でございませう。一番下の参考2の表は18事業年度末の借入残高見込額、これは先ほどご説明いたしました2億円という借入を含めまして記載してございませう。18事業年度の借入見込残額総額は16億7,800万円となつてございませう。借入償還計画6億5,400万円、以上が18事業年度の償還計画でございませう。よろしくお願いたします。

【來生分科会長】 資料3についてご説明をいただきました。ご質問・ご意見ありませうればお出しいたしたいと思ひませうが、何かございませうか。よろしゅうございませうか。

それでは、これにつきませうも分科会として特に意見はないということにいたしたいと思ひませうが、よろしゅうございませうか。

〔「異議なし」の声あり〕

【來生分科会長】 それでは続きまして、議事(5)でございませう。「平成17年度業務実績に関する評価」に入ります。

まず業務実績につきませう基金からの報告をいただきまして、これに対して質問・意見をいただいた上で評価に入りたいと思ひませう。

それでは、業務実績報告書に基づいて基金からご説明をお願いいたします。

【林総務企画課長】 引き続きご説明させていただきます。

業務実績の報告でございます。資料4でございます。横版の資料でございます。こちらの業務実績報告書に基づきましてご報告させていただきます。

平成17事業年度業務運営評価のための報告でございます。まずめくっていただきまして目次の次に1ページ目がございますが、中期計画で業務運営の効率化ということで定めております。17年度計画といたしましては、業務運営体制の引き続き効率化ということで、定員の維持、効率的な業務運営体制に向けての組織体制・人員配置の見直し、審査の厳格化の対応、コスト削減を図るための電子フォーマットの採用、金融機関としての質的向上を図るための研修プログラムの採用、評価・点検チームの自己評価の活用という形でございます。

こちらにつきましては、定員につきましては引き続き23名から21名に減らした定員でやっております。先ほども申し上げましたが、実員としましては20名で抑えて運用しております。効率的な自己査定を行うため、自己査定管理担当者を選任しまして、関係規定の整備、情報収集といったものを統括した事務を実施いたしております。効率的な業務の実施を図るための組織体制、人員配置につきましては、従前より役員会等で協議を行いまして人事異動に反映しておるという状況でございます。あと引き続き全案件を理事長、理事、課長が参加いたします審査委員会で審議しております。保証で149件、融資で169件、合計318件ということになっております。あと電子フォーマットの採用によります事務の効率化でございますが、地元の信用金庫、信用組合につきましては、毎月保証業務の情報、保証債務の状況につきまして、電子ファイルで報告書をいただくという形で、入力事務の改善が図られております。その他の民間金融機関につきましては、システムの問題が若干ございまして、引き続き協議を行うということにいたしております。研修でございますが、年間4名以上の職員研修ということを目標にしておりましたけれども、結果といたしましては延べ7名ということで、1人は公社債運用関係の研修、もう一つは金融財政事情研究会、会社法が新たに変わりましたので、この対応ということで2名、顧問弁護士の先生との債権回収の方法等の研修、こちらのほうが2名でございます。

2ページ目を開けていただきまして訴訟事務担当者の事務打ち合わせ研修、こちらのほうが管理課で2名行かしております。延べ7名という形でございます。評価点検チームの活用によります業務の改善でございますが、平成18年4月に保証料の体系を変えまして、

こちらのほうは全国の信用保証協会と協議いたしまして、保証協会の保証料体系が大きく変わるということで、私どももいろいろ検討いたしまして、リスク考慮型の保証料率体系、保証料率の弾力化を導入いたしております。お客さまの財務諸表をスコアリングいたしまして9段階に分けるということで、その保証料率を適用していくという形でございます。もう1点が融資業務の民間金融機関への委託ということで、特に地元の2行、信用金庫、信用組合と協議を重ねてまいったところでございますが、保証責任割合でありますとか手数料とかそういった問題がございます、引き続き検討を行うこととしております。特に私どもの支店といいますか、出先事務所がない与論島でありますとか喜界島とか、そういったところでの対応もきめ細かくできるのではなかろうかということもありまして、引き続きの民間委託ということを進めていきたいと思っております。

3ページ目でございますが、一般管理費の削減でございます。こちらにつきましては、年度計画15年度計画比4%削減ということでございましたが、結果としまして17年度は10.5%の削減ということで、一応、計画はクリアしていると思っております。引き続き支出管理担当者を定めて、役員会等で予算執行状況を報告確認いたしておるところでございます。俸給の状況は大きく変わりませんが、理事長、理事の役員給与は独法時点では10%カットしてございます。加えまして、特地勤務手当を全部廃止してございます。職員につきましても、本部職員の特地勤務手当を段階的にカットということでございまして、これも実行しているところでございます。

4ページ目でございますが、お客様に対して提供するサービスその他業務の質の向上でございます。まず保証業務でございますが、事務処理の迅速化ということで、標準処理期間内に8割以上の処理を行うということで、結果としまして85.7%が標準処理期間内で処理されているということでございます。研修につきましては、先ほど申し上げましたように新会社法の研修に行かせております。関係金融機関との情報交換、こちらは特に大口の利用者についてでございますが、その関係金融機関と保証・融資業務共通で48回実施しております。中小企業信用情報データベースシステムの活用、こちらはCRDというデータベースの協議会でございますが、こちらを審査に活用しております。加えまして、こちらの協議会の担当者の方の説明会、これを奄美のほうで実施いたしております。

適切な保証条件の設定でございますが、先ほど申し上げましたようにリスク考慮型の料率体系を導入いたしております。鹿児島県が行います中小企業融資制度研究会、こちらも引き続き参加してございます。保証業務関係者会議、こちら5回実施しております。商

工会、金融機関担当者を集めて、私どもの制度の周知、皆様の意見等を伺っているところでございます。

こういった結果を踏まえまして5ページ目でございますが、保証料の体系の変更、改善、中小企業振興資金、県の制度保証ですが、従来、運転資金か設備資金いずれか片方しか使えなかったものを両方の資金使途に使えるように改善、あるいはベンチャー企業支援資金の融資対象の拡大、瀬戸内町商工業振興資金の廃止という形でございますが、この瀬戸内町の振興資金につきましては、需要がないのもございますけれども、ほぼ県の制度保証にて対応が可能でございますので、一応、廃止ということにしております。

6ページ目でございますが、融資業務でございます。こちら事務処理の迅速化の面では92.4%ということで目標はクリアしてございます。職員の研修につきましては、先ほどと同じでございます。会社法の研修でございます。情報交換、こちら48回、データベースのほうも同じでございます。

適切な貸付条件の設定でございますが、私どもの貸付金利につきましては、国民金融公庫でありますとか農林公庫の金利に準じて設定しておりますので、毎月両公庫の金利情報入手いたしまして、適切な金利設定に努めたということでございます。融資業務関係者会議でございますが、こちらは市町村の担当者の方等を集めまして5回実施しております。この結果を踏まえまして、先ほど検討を続けているとご説明いたしました融資業務の民間金融機関への一部委託、こちらを引き続き検討いたしていくということで、年度末ぎりぎりまで調整したのですが、なかなか事務が成就していないという結果でございます。お客様のニーズに答えていくためにも、引き続き取り組んでいきたいと思っております。

7ページ目でございますが、保証と融資の業務の共通事項でございます。ホームページの全面改正、こちらは17年10月1日付で行ってございます。あと財務諸表の備え付け等についても引き続き行っております。貸付金利の変更については、同日、ホームページ掲載、財務諸表その他の情報も同日で対応してございます。地元市町村の広報誌への掲載ということで、6町の広報誌に掲載を依頼して載せていただいております。

利用者ニーズの把握でございますが、アンケートは年4回実施いたしまして、調査先としましては101件の回答が寄せられております。限度額の引上げ、対象業種の拡大等のご要望が出てございます。こちらにつきましては、引き続き内部の評価・点検チームで協議して、条件の改正等に反映させていきたいと考えております。今年の年度計画としまして、利用者の資金需要の把握、あるいはそういった方々への説明会を開催してはというこ

とでございまして、開催回数としましては6回ほど事業者の方々に直接ご説明の機会を設けております。

8ページ目でございますが、こちらが財務内容の改善でございまして、リスク管理債権でございますが、こちらのほうが17年度におきましては実績といたしまして割合が38.6%、年度計画を9.6ポイント上回っております。新規のリスク管理債権の発生がございましたが、その一方、求償権の回収率が4.2%ということで、年度計画に比しても非常に下回っております。求償権残高増加、これに付随しましてリスク管理債権の増加ということになってございます。担保物件等の処分のずれ込みといったもの、あるいは保証人の方からの回収の減少、こういったものが要因でございました。取り組みとしましては、データベースの活用、あるいは金融機関プロパー資金等の併用促進といったものにつきまして、昨年同様取り組んでまいった次第でございます。17年度はリスク管理債権の増加という結果でございました。

9ページが融資業務でございまして、こちらリスク管理債権の割合が46.3%ということで、年度計画を3.9ポイント上回っております。保証が9.6ポイントでございまして、融資の方が少し低くなっておりますが、いずれにしましても計画より上回っており、保証と同様に新規のリスク管理債権の発生があったのと、回収率が計画では10.5%でございましたけれども、実績は7.8%という形になってございます。こちら回収が全体的に進んでいなかったのと処分のずれ込みというものもございました。具体的な取り組みについては、保証と同様でございます。

11番目でございますが、余裕金の運用でございます。こちらは購入実績としましては3億円で、国債の保有残高が9億8,700万円、16年度末比で3億200万円増加させております。

予算収支関係は、別添のとおりでございます。

10ページ目でございますが、短期借入金の限度額が5.1億円、実績としましては、町制度保証に係る預託金の1,000万円だけであったということです。

人事関係につきましては、年度計画、実績状況を役職員で共有、目標管理の実施です。人事の評価に当たっては、課長評価、役員評価という形で段階的な評価を実施しております。人事配置につきましても、能力に応じた配置に努めております。また、勤務成績の給与への反映、こちら実施いたしております。また人員配置でございますが、先ほど御説明したようなリスク管理債権の状況でございますので、債権管理・回収体制の強化を目標

に、再度見直しを行う計画でございます。

15番目でございますが、出資業務の廃止につきましては、行革の決定以降、法令等でも対応いただいたように17年度末で廃止いたしましたということでございます。

以上、実績の報告でございます。よろしくお願いいたします。

【來生分科会長】 どうもありがとうございました。

本日の主要な作業の評価の基礎になる業務実績のご報告をいただきましたが、どこからでも結構でございますので、ご質問等ございましたらどうぞ。

【〇〇委員】 ちょっとお伺いいたします。1ページ目の審査の厳格化を図るため、全案件を審査委員会で審議したとありまして、審議案件が幾つ、と出ておりますが、これは一つの資料とはなると思うのですが、具体的にどういう効果があるかということを前提にした目標、あるいは計画だと思っておりますので、その点について、どのような効果が見込まれるかというようなことはあるのでしょうか。

【川島理事長】 審査をある程度、厳しくしようという目的はありますが、前回の評価委員会でも申し上げましたとおり、奄美基金の本来の存立の目的というか設置の目的が、非常に脆弱な奄美の産業を自立化しようという目的が一つと、それから独立行政法人化によってもう少し財務内容も考えようということでございますので、この2つをどうバランスをとるかというのがなかなか難しゅうございまして、1件ごとにそれを意識しながら審査するわけでございますが、効果があらわれるのは基本的に5、6年、7年ぐらいの保証期間だったり融資期間でございますので、そう急にはリスク管理債権等の低減にはつながらないという面もございますが、少なくとも職員の意識がそういうバランスをとる必要があるという方向に変わってきて、特に民間の理事が来ましてから、その辺が大変議論になりました。1件の審査時間が相当長くなるのでございますが、なかなか成果が目標も含めて出ていないという状況にあると思っております。ご質問の答えになっているかどうかわかりませんが、そういう状況でございます。

【來生分科会長】 いかがですか。

【〇〇委員】 ありがとうございます。先ほどの決算のご報告の際にも、例えば求償権の回収金が予算と比べて半分以下であるですとか、そういうふう具体的にマイナスの項目が出てきておりまして、それについては業務報告書のほうでは経済が低迷しているからということでした。ただ、それが大前提にある組織ですので、経済の低迷などということを持ち出してきてその理由にするというのは理由になっていないと思ったものですから、

それについて今後、どうしていく予定ですか、それとセットでご報告いただきたいと思いました。

【來生分科会長】 何か追加的なご説明はございますでしょうか。

【川島理事長】 それでは回収のほうの話になりましたのでお話し申し上げますが、ある程度、経済の厳しい状況をにらみながら計画を立てたはずだという点はおっしゃるとおりでございますが、それ以上の説明は難しゅうございますが、実は小さい規模でございますので、本来であれば、昨年度中に1件2,000万円取れる予定があったものが、それが財産の処分で3月までに間に合わなかったというようなのもございまして、おっしゃるように地元の厳しい状況はわかっている計画をつくったんだから、乖離をそんな説明をするのはおかしいのじゃないかと言われるとそのとおりなのですが、実は規模が大きいと誤差がそんなに目立たないのですが、規模が小さいと割と規模の大きいのが1件でも年度をずれますと、乖離が大きいというのもご理解賜りたいと思います。

それから保証につきましては、もともとの制度設計では国等の出資金等を運用して、その運用益を代位弁済の財源に充てるというのも想定にあったようでございますが、最近は運用益がなかなかうまくいなくて、我々も国債等を買ってそれなりの運用益を出そうとしていますが、そういう意味で多分、発足時は少なくとも3～4%の金利を想定して制度設計されていたのではないかと思います。今は非常に低金利なものですから、我々は運営費補助金をもらっているわけではなくて、出資金の運用益と保証料で保証の代弁財源と人件費も出すこととなりますので、今後、金利の動向等も非常に影響するものですから、踏み込んで計画をつくるんですけども、きっちり計画どおりやるというのはなかなかいかず、乖離が出るというところをご理解賜りたいと思います。

【來生分科会長】 はい、ではどうぞ。

【林総務企画課長】 求償権のほうでございますが、一つ16年度におきましては3億2,000万円弱ほど年間通して回収がございまして、先生ご指摘のとおり3億数千万円の計画に対して1億5,000万円代と非常に低い、今後、どうするのかというお話でございます。私ども先ほど理事長からもご説明いたしましたように、一つずつの目が粗くてずれ込んだりするのもあるのですが、先ほど人事に関する計画の中でも申し上げましたけれども、1人管理課を増員いたしまして、そういう管理体制をしっかりと強化しようというのが1点でございます。

もう一つは、民間からの理事が来て、タイムスケジュールの管理、そういったものもし

っかりできるように指導していただいておりますし、あとアクションシートと申しますか、回収のシートをつくりまして、これで四半期別、月別あるいは細かく言うと週ごとの回収計画を今年度から徹底してやっておりますので、ずれも結果として生じる可能性もあるんですけども、やはりその体制だけは今年度からさらに強化したというようなことでご理解いただきたいと思います。

また計画につきましては、経済が低迷しておりますが、確かに買い手の力もなくなってきておりまして、もう少し買う方の産業が強ければ、需要が出てくるのでございますが、そういった中でなかなか買い手が見つからない、あるいはずれてしまう、あるいは相続人がみんな放棄してしまう。そうすると弁護士の先生に頼んで財産管理人になっていただいてやってもらうこととなりますが、そういった手続をとっていると、時間が過ぎてしまったりしたケースが本年度、二、三件あったものですから、こういう結果に至って大変申しわけなく思っておりますが、一つは意識の改革ということで管理のマネジメント、そういったものがもう少し機能的にできるような体制になってきていると思っておりますので、また本年度は計画どおりいきますよう努力してまいりたいと思っておりますのでひとつよろしく願いいたします。

【來生分科会長】 追加的に何かございますか。

【〇〇委員】 では、ずれたということは今年度とか来年度等にうまくいくというか、ちゃんと増えるということと考えるとよろしいでしょうか。

【林総務企画課長】 いくように頑張っておるところでございます。

【〇〇委員】 行政コスト計算書のほうであまりよくない結果も出ておりますので、そのマイナスを出してまでやることの意味をきちんと、ご説明いただいた方がいいかと思えました。少なくともこの基金が発足したのは低金利後ですので、それが理由にはならないと思っておりますので、そういう話を混ぜてお話されると、本当に信頼して聞いていいのかどうかということがわからなくなりますので、よろしく願いいたします。

【來生分科会長】 今の点について何か。

【林総務企画課長】 行政サービス実施コスト計算書におきましても、国、県、市町村からいただいておりますものを機会費用として私ども十分認識した上で、また先ほど申し上げました保証というものは補完を行うという形でございまして、数字には現しにくいんですけども、助かったお客様もいらっしゃるわけでございます。それにつきましても、だからと言って役に立っているから赤字を出していいというようなことは全く思っており

ませんので、独法発足時の考え方、これに基づいてしっかり収支のバランス、公的な機関の目的といったものをうまくバランスとれるように取り組んでいきたいと思っております。よろしく願いいたします。

【〇〇委員】 ありがとうございます。

【來生分科会長】 よろしゅうございますか。

ほかに何かご質問・ご意見ありますればどうぞ。

【〇〇委員】 7ページですが、アンケートを4回取っている。他に情報交換会を43回行って、説明会や意見交換会も行っている。そして、ホームページも新たに見やすくしたし、市町村の広報誌にも広報している、という風な様々な努力は、地元において非常によく伝わってくるんです。それから、現在、職員が21名から実質的には20名になり、非常に厳しい状況の中でお仕事をしているということも、狭い地域の中で伝わってきます。ただ、今回の決算書を見させていただくと、その努力が、なかなか数字に現れてこないという部分が難しいところだろうとは思いますが、実際に情報交換をし、アンケートを取って、例えば、アンケートの中の意見、意見交換の中の提案等あったかと思いますが、その結果意見や提案を、どこにどんなふうに事業の運営の中に生かしているのか。実際に生かされている部分や具体的なものがあるのかお聞かせいただきたい。

【林総務企画課長】 アンケートにつきましては、事業者の方々からいろいろ厳しい意見も出たりしまして、対象事業を拡大して欲しいというふうな意見などがございまして、こちらのほうにつきましては民間金融機関との競合の問題もありますので、すぐには対応できない部分とかがございます。また限度額のアップにつきましては収支に非常に影響する問題でございまして、なかなかすぐ踏み出せない問題でございまして、いろいろな予算要求の折に制度改正というものを組み立てて反映していきたいと考えております。

また、昨年の独法以来、アンケートをいただいておりますが、ただ、素朴なご意見として、窓口の対応が悪いとか、例えばどここの事務所のだれだれの対応がちょっとお粗末だとか、案外時間がかかっているんじゃないかというものもございます。私ども統計では9割以上、うまく受け付けして対応していると思っておりますが、そういったような業務運営の中に出てくるご意見といったものにつきましては随時、私どもサービスの向上ということで直すように努めているところでございます。

ホームページなどにつきましても、すぐに効果が出るのを期待するのが非常に難しゅうございまして、ただ、メールアドレスを出していますと、例えば事業を始めたお客様が匿

名でメールを送ってきて、それについて少しご指導といいますかご照会いただくような場面もありまして、もう少しするとそういったものが広がって、私どもの需要の増加に少しでもつながってくるのではないかと考えているところでございます。先生がおっしゃるように財務諸表等にこういったことがつながっていくというのは、ちょっと直接的にはなかなか難しい面がございますが、片方で私どもコストをかけてこれをやっておりますので、具体的に今年度以降、何か形が出るように努めていきたいと思っております。

特に制度改正等につきましては、金利が今後上がっていくような局面でもございますので、金利についてもアンケートとかを取っておるわけでございますが、高くないでほしいとか、そういった意見もある一方で、リスクに見合った金利にしてくれという方もいらっしゃいます。そういう制度設計に生かしていきたいと考えております。何とか収支に結びつくようなPR活動といったものに努めていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

【來生分科会長】 ○○委員、よろしゅうございますか。

【○○委員】 はい。

もう1点いいですか。独法になって、データベースを活用して審査をしているようですが、奄美の場合、中小企業者というよりは、零細業者の新規活用も多いと思うんです。特に、創業支援の資金については、初めて金融機関を訪れ融資を申し込むという方も少なくないと思いますが、一律の数値に乗らないような方、厳しい方が、まずはお願いしますと手を挙げて来られると思うんです。データベースを活用してからの顧客への影響は見られないのでしょうか。

【川島理事長】 全国的なデータベースで、その全国のベースでいくと、9段階の保証料区分になっても結果的に平均値では今までと変わらないという想定で全国の信用保証協会と制度をスタートしました。奄美については多分、リスクの高いのが多くて、保証料が上がるやもしれないというのはありますが、まだ始まったばかりですのでどういう状況になるかわかりませんが、ただ制度上、記帳していない、ちゃんとした経理ができないところは比較的安めに保証料をいただくような仕組みになっております。ちょっと矛盾しますが、それは全国そういう形になっております。ですから記帳もできない零細なところはあまり影響を受けないような、記帳したばかりに保証料が高くなるなどという矛盾も今はありますが、スタートしたばかりでだんだんその辺を集約しながら、きちっとした制度につくっていかうということのようですので、まだはっきりわかりませんが、おっしゃるよう

に奄美の場合はリスクが高いため保証料が高くなるであろうという想定ですが、今言いましたようにそれよりももうちょっと帳簿もちゃんとつけられない、要は青色申告のない例でしたか、そういうところは非常に保証料を抑えているという面もありまして、1年たってみないとまだよくわからない状況でございます。

【林総務企画課長】　ちょっと加えますと、そういう点数化されるとお客様が気にしておられるのではなかろうかというご懸念もおありかと思えます。それですべてではございませんで、お客様、特に創業の方々という、事業計画を立てていただいて、それが信頼できるかどうか、それを裏付けできる技術、あるいは経験、そういったものがあるかどうか、そういったことを含めて総合的に、できるだけ私どもも島の中に起業者を増やしていきたいと考えておりますので、その部分だけで料率を高くするというということではないという姿勢でおるつもりでございます。

あと点数につきましては、悪いなりに金融の中で審査する要素としましては、今は悪くても、こういうよくなる経営改善をされる計画があるとなれば、経営改善計画あるいはキャッシュ・フローがどうなっていくかといったものを計算していただいたり、お互いに相談し合ったりして将来性を見ながら保証並びに融資をやっていきますので、特に点数が悪いから料率を高くするというようなことはやっていないつもりでございます。ただ、お客様にとっては一つ客観的な数字というのを示してあげるというのも一つの指導にもなると思っております。そういったことをご理解いただければと思います。

【〇〇委員】　ぜひ起業化、産業の振興、経済の自立化とかということを求めている地域の中の金融機関ですので、ぜひその辺も加味していただければと思います。

【來生分科会長】　ほかに何かご質問・ご意見は。

【〇〇委員】　8ページのところでお伺いしたいのですが、8ページに保証業務のリスク管理債権の割合のことが出ております。これは割合ですので、分母に当たるほうの総残高の保証債務残高というのがかなり大幅に減少しているようですが、最初に、その原因を教えてくださいというのが一つ目の質問です。

【來生分科会長】　では一つずつ。

【林総務企画課長】　保証債務のうちでございますが、こちらのほうは16年度が30億円の実績で17年度が19億円の実績ということで、保証の承諾額が減ったということで結局残高が落ちていくわけでございますけれども、やはりこちらの中も建設業、小売というのが私どもの大きな需要でございまして、こちらの落ち込みというのが非常に大きい

のではなかろうかと思っております。

【來生分科会長】 よろしいですか。

【〇〇委員】 それで資料1-2の事業報告書を見ますと、6ページになりますが、保証承諾額自体は17事業年度でも16事業年度の実績額をかなり上回っているんです。その一方、6ページの一番下の行の保証現在高、おそらくこれは年度末の保証現在高だと思うんですが、こちらのほうが保証承諾額の約半分ぐらいまで落ち込んでおりますね。保証に対する需要は実際にかんがりの承諾をしている一方で、現在高がここまで大きく減少しているということについて、その理由をお聞かせいただきたいのですが。

【林総務企画課長】 先ほど先生ご指摘の資料の16事業年度、こちらは6カ月の実績でございますけれども、131億円が16事業年度末あった残高でございますが、過去に保証したものの約定分が淡々と落ちた結果でございます。あと特にご報告しなければいけないのは、お客様が繰上償還をされる場合、例えば民間金融機関が保証の分も取り込んで出すパターンが二、三出てきたかという感じがしております。こういったものがありますと、保証の残高がその分落ちていくわけでございます。そういったものの中には含まれておりますので、先生がおっしゃるように約定どおりだけではない部分も17事業年度の中には含まれていると思います。

【〇〇委員】 はい、結構です。

【來生分科会長】 大体でよろしゅうございますか。

ほかに何かございましたら。〇〇委員、何かございますか。

【〇〇委員】 いえ、特にはございません。

【來生分科会長】 ほかに何かございましょうか。特にほかにご質問・ご意見がないようでしたら、一応、ご質問・ご意見を終了させていただいて、業務実績の評価に入りたいと思います。

それでは、業務実績評価につきましては評価委員会から基本方針が示されておりますので、この方針に基づいて業務実績報告書をもとに作成いたしました私の私案を提出させていただきます、各委員におかれましては私案をもとにご意見を述べていただくと、そういう形で進行させていただきたいと存じますが、よろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

【來生分科会長】 それでは、まず業務実績評価に関する基本方針と平成17年度の業務実績評価調書の案について事務局からのご説明をお願いいたします。

【上田特別地域振興官】 それでは、ただいま業務実績評価調書案をお配りしますので、しばらくお待ちください。

〔資料配付〕

【上田特別地域振興官】 それではご説明いたします。

まず業務実績評価に関する基本方針に関してでございますが、本日先にお配りしてございます資料の参考資料1として、この分科会の親委員会であります独立行政法人評価委員会で示された基本方針をおつけしてございます。まずこの基本方針につきましてご説明いたします。

昨年度、業務実績評価調書案のご説明の際にも事務局が一応のご説明を申し上げているところでございますが、確認のためと、また今年の3月にこの評価の方法が一部改正されておりますので、その点も含めて概略をご説明申し上げます。

最初の参考資料1の1ページの一冊下の段落に書いてございますように、業務実績評価というものは中期目標期間における業務の実績に関する評価、いわゆる中期目標評価と各事業年度における業務の実績に関する評価の年度評価の2つで構成されております。今回お願いしてございますのは年度評価でございますので、2枚めくっていただきまして3ページ目に基本的な考え方が書いてございます。年度評価の基本的な考え方は法人が効率的・効果的に業務を行っているかどうかを評価するもので、業務運営評価と総合評価の2つで構成することとされてございます。業務運営評価につきましては、業務の効率化や質の向上など、運営の改善に向けた取組みを中心といたしまして、中期目標の達成に向けた中期計画の実施状況を評価することとされてございます。また総合評価は、中期計画の達成に向けた実施状況を全般的に評価することとされております。

4ページ目に評価方法が書いてございます。業務運営評価のほうは、中期計画の各項目についてその実績等を評価することとされており、その評価基準が示されております。これは具体的な評価の仕方でございますが、業務運営評価につきましては個別項目ごとに段階的な評価を行うこととされております。その段階は、この四角の中に書いてありますように1点から5点の5段階を基本として行うこととされております。この点、昨年は4段階評価であった点が改正されております。特筆すべき実施状況にあると認められれば5点、優れた実施状況にあると認められれば4点、着実な実施状況にあると認められれば3点、おおむね着実な実施状況にあると認められれば2点、着実な実施状況にあると認められない場合は1点ということでございます。これらの各項目を5段階で評価いただきまして、

これを下の②にございます算式に当てはめまして、全体の評価をすることになっております。基本的にすべての項目が3点であれば100%ということになり順調という評価になります。また5ページに総合評価に係る判断基準がございますが、総合評価につきましては業務運営評価を踏まえ、総合的な視点から法人の業務の実績、業務の改善に向けた課題、改善点等を記述するものでございます。

この基本的な方針を受けまして、ただいまお配りしました分科会長の私案という形の評点を入れさせていただいたものが、お配りいたしました横長のものでございます。これをご説明させていただきます。

まず、各項目の最初でございます、業務運営体制の効率化という項目につきましては、定員削減あるいは組織体制、人員配置の見直し、審査委員会の活用、統一電子フォーマットの採用、職員の研修、評価・点検チームの活用、いずれの項目につきましても、基金からご報告がありましたように、着実に実施されているということで、評定を3としていただいております。

次に、2番目の項目で3ページ、一般管理費の削減についてでございます。これにつきまして、基金からご報告がありましたように、年度計画を大きく上回る10.5%の削減を実施しているということでございます。全体の中期計画の目標が13%以上ということでございますので、優れた実施状況ということで、「4」ということで評定をいただいております。

次の3番目の項目で、5ページ、業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置の項目。まず、保証業務の①、事務処理の迅速化でございますが、標準処理期間の設定、その期間内の処理あるいは職員研修、金融機関との情報交換、データベースシステムの活用などの項目が、小さい項目としてでございますが、これらはいずれも先ほど基金から報告されましたように、着実に実施されている、あるいは目標の率を上回っているということで、これも評定といたしましては、着実に実施されているということで3点としていただいております。

次に4番目の項目で②、適切な保証条件の設定でございます。先ほど基金から報告がありましたように、リスク考慮型料率体系の導入をはじめ、各取り組みが行われており、適切な条件設定のための取り組みが着実に進行していると認められるので、これについても着実な実施ということで、評定を「3」としていただいております。

次の7ページでございます。項目といたしましては5項目目でございますが、融資業務

についての事務処理の迅速化についてでございます。これも標準処理期間の設定、その期間の8割以上の処理あるいは関係金融機関との情報交換、データベースシステムの活用といった記載された内容につきまして、基金において着実に実施されているということでございます。これにつきまして、評価は「3」ということで評価していただいております。

次の6項目目で、適切な貸付条件の設定の項目でございます。これにつきまして、先ほど報告がありましたように、適切な条件設定のための取組みを実施されているということで、着実に実施されているという「3」の評価をいただいております。

次の9ページ目で、7項目目となりますが、保証業務、融資業務の共通事項の利用者に対する情報提供の項目でございます。これはホームページへの全面改定、貸付利率等の同日掲載が実施され、また市町村広報誌等の活用も前年度に比べ1町増加しており、優れた実施状況ということで、評価といたしましては「4」としていただいております。

次の9ページ目の下、8項目目で、利用者ニーズの把握及び業務への反映の項目でございます。定期的なアンケート調査の実施、資金説明会など、いずれも基金において実施されているということでございますので、着実な実施が図られているということで、評価を3点としていただいております。

次の10ページ目で、9項目目の財務内容の改善でございます。まず保証業務のリスク管理債権が前年度に比べ、約2億6,000万円増加しており、また回収率も計画の約4割となっており、リスク管理債権の割合が計画に比べ約10ポイント悪いことから、とりあえず評価といたしましては、着実な実施が行われていないのではないかとということで、1点という評価をいただいております。

次に12ページ目で、10項目目、融資業務のリスク管理債権も、前年度に比べ約1億7,000万円増加しており、また回収率も計画の約7割となっており、リスク管理債権の割合が計画に比べ約4ポイント悪いものの、保証に比べますと計画に近い数値となっておりますので、おおむね着実な実施という「2」という評価をしていただいております。

次の11項目目でございますが、余裕金の運用につきましての話でございます。この点につきまして、先ほど基金からご報告がありましたように、国債、地方債による運用を対16年比144%ということで広げている。優れた実施状況ということで「4」としていただいております。

次に13ページ目で、12項目目でございますが、予算、収支計画、資金計画につきましては、それぞれ適切に実施されているということで、評価といたしましては着実な実施

の3点としていただいております。

14ページ目で、13番でございますが、短期借入金につきましては、実績の1,000万円は瀬戸内町の制度保証に係るものでございますので、資金繰りのための短期借入金はないことから、優れた実施状況という評価「4」としていただいております。

また、14項目目、人事に関する計画でございます。職員の勤務成績等の給与などへの反映、あるいは職員の能力、資質に応じた適正な人事配置などにつきまして、それぞれ実施されているということで、着実な実施に該当するというので、評価は「3」としていただいております。

最後の15番目。その他業務運営に関する重要事項。出資業務につきましては、17年度末で廃止することとなっておりますので、着実な実施という「3」としていただいているところでございます。

業務運営評価につきましての評価案の内容は以上でございます。別に1枚紙がございまして、業務実績評価調書というものを配らせていただいておりますが、評価をいただいて、それを計算式に当てはめ、順調あるいはおおむね順調といったところに位置づけさせていただくことになろうかと思っております。

また、総合評価につきましては、法人の業務の実績につきましては、中期計画の達成に向けた進捗状況ということでございますので、今年度の評価、計画以上の実績となっている項目と計画未達成の項目を記載し、課題、改善点といたしましては、財務の健全性を記載することといたしてはどうかという案をまとめてございます。

以上でございます。

【來生分科会長】 どうもありがとうございました。

今、ご説明をいただきましたように、「5」はまずつけないというか、つけてもいいんですけども、よほどのことがないと「5」はつけがたいということで、「4」と「1」もあり、「2」もありというような形になっておりますので、たたき台でございますので、どうぞ自由にご意見をお出しいただくということだと思います。どうぞご意見をいただければ。

【〇〇委員】 10ページなんですけれども、この「1」という評価は、いかにも基金としては、やる気が失せてしまうのではないのでしょうか。実績が計画を下回ったとしても、これに対する改善をする努力、方向性あるいは計画が明確に示されているのであれば、「1」というのは少し厳しいかと思ひまして、何か林課長のほうから追加してご説明いた

だけるといふことであれば助かります。

私の疑問点は、先ほどご説明いただいたとおり、確かに今回の実績は、計画よりもちょっと悪いのですが、でも、これが次回の予算収入等の中できちんと回収計画が明確にされているとか、つまり過去の実績との乖離を将来の実績で回復するというか、あるいは管理方法を改善するとか、ここの表面に出てこない、数字では出てこない今後の努力が評価できるのであれば、この「1」というのがちょっと厳し過ぎるのかなというのが念頭にあるものですから、その点について、ご説明いただければありがたいと思います。

【來生分科会長】 どうぞ。

【林総務企画課長】 よろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。リスク管理債権につきましては、私どももこの評価委員会の中で一番、昨年は独法になって半年でございまして、そんなに大きな変動はなかったわけでございますけれども、今回、ちょっと大型なもののリスク管理債権の発生がありまして、保証及び融資ともにこういう状況になっているわけでございます。

改善の方法としまして、先ほど申し上げました管理課に1名要員を増やすというのがございましたけれども、この者に対してはリスク管理債権の担当をさせ、全般的な保証の求償権、保証債務あるいは融資の債務、リスク管理債権の数字の動き、あるいは回収の方針、そういったものを全部担当するというので、1つ特命を与えまして、リスク管理債権の減少を毎月追いかけるというような体制にしたことが1点でございます。

それと、ご承知のとおり条件変更しているものもリスク管理債権の中に入っております。特に業務課、管理課の中でそれぞれ少しでもそういう条件変更の方々、延滞に至るまでのの方々、なりそうなの方々、そういったものの財務内容の改善を図るために、再生支援的な動きをやるうじゃないかということで、各担当数件ずつ、今、案を持ち寄りまして、そういったことで内容の改善を図って、ひいては私どもリスク管理債権の改善を少しでも図ろうというような2点の動きが今までと異なるところでございまして、それに加えて、先ほど申し上げましたようなスケジュール管理体制といったものの徹底を併せまして、18年度は実行することでリスク管理債権、すぐにはこの計画に追いつくかどうか、また今の段階では数字的なものはちょっと申し上げにくいのでございますけれども、少しでも改善、特に求償権の回収率のアップ、延滞債権の回収率のアップ、それと延滞改善、抑制といったものに努めていきたいということが例年と比べますと少し私どもが動いたところだということでご理解いただければと思います。よろしく願いいたします。

【來生分科会長】 どうぞ。

【〇〇委員】 追加してご質問させてください。再生支援とおっしゃいましたけれども、こういう場合には地元の他の金融機関がノウハウでは少し上を行っている可能性もないわけではないと思いますが、そういうところからの支援というか、ノウハウを入手することはお考えなんですか。

【林総務企画課長】 各金融機関さんもリレバンと申しますか、リレーションシップバンキングの中でそういった再生支援といったことを私ども、協議を重ねる形を少しつくったらどうかということ、まだ規程といいますか、具体的には動いていないんですけれども、特に各都道府県にございます再生支援協議会というところと、既に今まで何件か再生支援についてご協力させていただいた経緯もございますので、少なくとも地元の金融機関とはその情報交換の場というものを別に設けて取り組んでいきたいと考えております。私どもがまだ知識が足りないところを補っていただくとともに、債権が同じ場合もございますので、協力する体制をつくっていききたいと考えております。

【川島理事長】 私どもの最も強いところと思っているのは、いろいろな行政機関との連携が非常にたやすくできる、例えば一次産業について支援したけれども、ここ二、三年うまくいかないなという場合もございます、そのときには、農業改良普及所とか試験研究機関とか、そういうところに技術指導してもらいながら、地元の金融機関も行政の試験研究機関もみんな含めて当基金がイニシアティブをとれるというのは強みだと思っております、その辺も少し頭に入れて、我々がイニシアティブというほどのことはないんですけれども、今、結び目になれる可能性を探そうということもございますので、ご理解を賜りたいと思います。

【〇〇委員】 ありがとうございます。

【來生分科会長】 ただいまの9番目の項目の評価について、少しめり張りのついた評価をしておりますので、固執するつもりはございませませんが、皆様がどのようにお考えになるかということで検討いたしたいのですが、ご意見を賜りますれば幸いです。

【〇〇委員】 たびたび恐れ入ります。この判断基準は既にいただいている参考資料1の4ページにありまして、お役所の方は皆さん大変優秀な方なので、達成できないような目標をそもそもつくられないので、通常の5段階評価は普通程度に達成できたら「3」なんです、この評価基準では普通にできたら「2」なんです。できないということがあまり想定されていないようで、それが「1」なので、要するにできたか、できないかという

基準に合わせてみれば、やはり基準どおりに言えば「1」なのではないかというふうに思います。この基準自体がいいか、悪いか、私はあんまりいいとは思わないんですけども、とりあえずこの基準で他の分科会の委員の皆さんも統一的に評価しているわけなので、ここではこれに従って判断するのかなというふうに私自身は考えます。

将来にわたってもっとよくなりそうだから、この場合は3点にしてみようかとか、2点にしてみようかとか、そういう基準ではないように感じております。それで、もしも当初の目標が高過ぎたのであれば、次回に中期計画を策定なさるときにリーズナブルな目標値を考えていくというような改善パターンになるのかなと思います。

【來生分科会長】 ありがとうございます。あとお2人の委員のご意見を伺って判断を。

【〇〇委員】 追加してコメントさせてください。

財務諸表というのは、これは期間で区切ってしまうわけで、3月なら3月で区切りますから、どの期間で区切るかによって成績が異なって表示されてしまう。

【來生分科会長】 タイミングのずれがあるということですね。

【〇〇委員】 ですから、そこら辺を考えますと、3月末でだめだったということだけを以って、つまり表面上の数値だけを以って判断することが、本来の評価の趣旨に合致するのかということもご配慮いただければと思います。数値というものは、確かに客観的なものではありませんが、計画自体がぶれということをどこまで想定したのかという、本人たちの努力でどうしようもない部分も考慮する必要はあろうかと思っております。

【來生分科会長】 ご指摘のポイントは十分に理解できるということです。

【〇〇委員】 申しわけございません。

【〇〇委員】 いえ、この評価基準に従うだけなんですよ。

【〇〇委員】 おっしゃるとおりです。

【〇〇委員】 私たちはここで別の基準を創設する権利はないんです。

【來生分科会長】 お2人のご意見を伺った上で判断したいと思うのですが。

【〇〇委員】 私のほうからよろしいですか。

私も10ページのこの評定「1」というのは、正直かなり厳しい評価ではないかと思っております。その理由の1つとしては、今回リスク管理債権が新規に発生してしまった。その理由の1つとして、やはり経済環境の低迷があった、もうこの経済環境の低迷に関しては、基金1人の努力だけでは解決することができない問題だと思っておりますので、努力している範囲の問題で、自分たちの努力

だけで解決できる点で考えれば、「2」というところではないかと考えています。

ただ、地域経済の動向とリスク管理債権の関係を考えるときには、やはりある程度地域経済に関するデータというものがわからないと、やはり正しい評価というのはなかなかしにくいと思うんです。特に委員の方で、実際に奄美におられる方は1名だけでして、私も鹿児島の方にはおりますが、ただ、やはり鹿児島と奄美というのは地理的にもかなり離れていますので、実際の奄美の経済状況というのは、これは正直言ってほとんど伝わってきません。鹿児島に住んでいる私のところにも伝わってこないぐらいですから、おそらくほかの委員の方々のところには、情報といいますか、そういう実感はほとんど伝わってこないと思いますので、できれば今後のことを考えて、委員会の説明の資料の中で、奄美の経済状況というのがどういう状況であるかというのを、できれば長期的なデータで示せる、もし可能であれば、そういうものを出していただければ、ある程度評価する側といたしましても、今回はかなり予想外に地域内の経済環境が悪化したのか、いや、そうではなかった、申しわけないが基金の努力不足だということも判断できると思いますので、後半部分に関してはお願いですが、できればそういう奄美の経済状況というものを資料として配付して下さるようお願い申し上げます。

【來生分科会長】 ○○委員、何かご意見がありますれば。

【○○委員】 10ページの評定「1」というのは、学校の通知票で1をもらったような感じで、何とも申し上げにくいんですが、ただ、評価基準が示され、○○先生のおっしゃった評価の仕方でいくと「1」で当たり前なのかなと思います。

ただ、私自身は本当に「1」なのかなという思いもあります。例えば、求償権の回収についてですが、私も個人的に会社を経営しながら、ずっと未収金がたまってくるときに、やはり、どうしても取れないものがあるんです。相手方がいなくなったり、資産がなくなってしまったりというものもあり、回収努力の仕様がないうものもあると思います。そういうものをこれからどう処理するのか考えていけない部分なのかなと、資料を見て感じたところでした。

あとの全体的な評価については、妥当だと思いますが、気にかかる10ページの評定「1」については総合評価の中で文言で表現できないか。マイナスを出してもやっていけないといけないような基金の独自性みたいなものを、例えば、こんな部分に融資をし新しい産業が生まれ産業振興に寄与しているようだとか、努力だとかを、総合評価の中に文言で表現できる部分があったらいいなというふうに感じたところでした。

【〇〇委員】 もう1つだけ追加させてください。

私も感覚的なことを申し上げたと思っていたんですけども、参考資料の1の4ページの下ブロックで囲まれたところの下、丸が書いてあって、「その際、当該年度の実績値を単に形式的にみて認定するのではなく、中期目標の達成に向けた中期計画の実施状況を実質的に検討すること」。つまり、仮に今期だめであっても、次期、これが十分にフォローされているのであれば、あるいはフォローされるということのコミットメントが得られるのであれば、それは評価に反映させてもよいということでございますね。「2」のところを見ますと、「おおむね着実な」と書いてありますから、必ずしも着実じゃなくてもいいわけですね。ですから、そういうことも考えると、「2」でもいいのではないかと思うのですが。

【來生分科会長】 分科会長の責任で判断させていただきたいと思います。各委員のご意見を伺って、「1」になった最大のポイントというのは、求償権の回収率が上がっていないということで、そこについては地域経済の実情というものと予想との乖離ということで考えるべき余地があるという委員からのご指摘がある。

それからもう1つ、やはり制度と期間の関係と若干のずれということで、全体としての把握が必要だというご指摘で、私も、今、ご指摘があったその際、形式的にだけ認定するのではなく、中期目標の達成に向けた中期計画の実施状況の実質的判断というようなこともあり、おおむねというのを、かなりおおむねというところを幅を読み込むということで、皆さんの全体の雰囲気から、ここを2点に改めさせていただくというご提案を申し上げたいのですが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

【來生分科会長】 多分トータルの点数のポイントで、これが原案でいって、102点ぐらいでしたか。それが104点に変わるということの変化だと思います。いずれにしても、トータルでその下に出ておりますように、100点と120点、100%と120%の間で、しかも100%に相当近いあたりという位置づけが、それほど大きく変化するわけではないということもあり、政策的な金融機関の難しいところということで、各委員のご判断がそこは少し緩く見てもよいということのようだというので、必ずしも全員一致ではないとしても、分科会長の責任ということで、点数を1点から2点に変更させていただくという処理をいたしたいと思います。

ほかの点で、何かご意見はございますでしょうか。

そういたしますと、トータルで評点の合計が104%と、1カ所訂正してということ

で決定いたしたいと思えます。

次に総合評価につきまして、何か特に変更すべきだというご意見があれば変更いたしますが、ご意見がなければ総合評価については原案のような形で処理をさせていただきたいと思えます。

(「異議なし」の声あり)

【來生分科会長】 よろしゅうございますか。それでは、総合評価につきましてはご異議がないということで私案のようにさせていただきたいと思えます。

予定の時間をかなり超過いたしておりますが、評価につきましては、ただいま取りまとめましたように一部修正させていただきます。

次に議事の6、役員退職手当の支給に係る業績勘案率について、奄美基金からご説明いただきたいと存じます。

【林総務企画課長】 資料5をお願いいたします。役員退職金に係る業績勘案率(案)の決定についてでございます。私どもの理事が平成17年10月1日にかわりまして、以前の理事の分の退職金の中で、16年1月1日から17年9月30日までの21カ月の間の退職金につきましては、評価委員会におきます業績勘案率の決定された率で計算しないといけないということでございまして、お諮りいたしたいと思えます。

下の表にございますように、1.0ということでございます。基本的には参考資料2にも書いてございますけれども、基本的な考え方としては1.0ということでございまして、基金の業績評価につきましてもおおむね順調ということもございまして、1.0ということでお願いしたいということでございます。

あと、個人の業績としましては、非常に特筆すべきものでないと加えることができないということでございまして、個人の分は0.0ということで、法人の業績による勘案率1.0を踏まえまして、業績勘案率1.0ということでお願いしたいと思えます。よろしく願いいたします。

【來生分科会長】 1.0でということでございますが、何かご意見はございますでしょうか。実質的に1.0以外をつけるというのはなかなか難しいというのが正直なところでございまして、1.0ということでよいかと思えます。

それでは、1.0ということで処理をさせていただきます。

(「異議なし」の声あり)

【來生分科会長】 最後に、昨年12月に閣議決定されました行政改革の重要方針で、

融資業務を行う独立行政法人について、業務の見直しを行うとされておりまして、当分科会といたしましても、考え方を取りまとめていく必要がございます。これまでの経緯等につきまして、事務局からご説明いただきたいと思っております。

【上田特別地域振興官】 それでは、私からご説明いたします。

ただいまお配りいたしましたお手元の資料をごらんください。まず参考1にありますように、昨年12月に閣議決定されました行政改革の重要方針の中で、独立行政法人の組織・業務全般の見直しなどとして、融資業務などを行う独立行政法人については、平成20年度末に中期目標期間が終了する法人も含め、平成18年度中に政策金融改革の基本方針の趣旨を踏まえた融資業務などの見直しを行い結論を得る。これらの法人の見直しに当たっては、平成18年夏を目途に政府として基本的な考え方を取りまとめる。また、政策評価・独立行政法人評価委員会として、見直しの方針を取りまとめることとされております。

これを踏まえて、現在総務省から示されているスケジュールが、参考2の18年度独立行政法人見直し主要スケジュール（案）でございます。ここには2つの組織を中心とした流れが示されております。政策評価・独立行政法人評価委員会は、総務大臣の諮問機関として、政策評価に関する基本的事項などを調査、審議するために設けられている組織でございます。

一方、行政減量・効率化有識者会議は、独立行政法人に関する有識者会議の後継組織といたしまして、内閣の行政改革推進本部に設置され、独立行政法人の中期目標期間終了時の見直しに関する事項などについて検討を行うこととされております。

これまでの経緯を整理いたしますと、政策評価・独立行政法人評価委員会から行政減量・効率化有識者会議に対しまして、4月に中間報告がなされたのを受け、行政減量・効率化有識者会議におきまして、有識者会議の指摘事項を取りまとめることとされておりますが、本年5月23日に同会議から「--18年度以降当面の独立行政法人の見直しの基本的方向について」が示されております。

その要旨を参考3につけてございます。それを受けまして、政府として基本的考え方の取りまとめとして、7月7日に「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」が閣議決定され、その中で政策金融改革の推進、独立行政法人の見直しにつきましても、独立行政法人については、当面独立行政法人の見直しの基本方向についてを踏まえつつ、業務・組織全般の見直しに取り組むこととされております。この基本的な考え方につきましても、国土交通省も見直し答申案を検討、取りまとめることとされております。現在の私の

ご説明も、広い意味では主務大臣が見直し答申案を検討、取りまとめる中、あるいはそこに至る矢印のあたりに位置づけられるものと考えられております。

一方、政策評価・独立行政法人評価委員会は、7月に政独委としての見直し方針を取りまとめることとされておりますが、これが7月18日に平成18年度における独立行政法人の組織、業務全般の見直し方針として発表されました。スケジュールのフローを見る限りは、これは現時点では、私どもの作業に直接関係するものではございませんけれども、9月以降のヒアリング以降、政策評価・独立行政法人評価委員会と行政減量・効率化有識者会議とが連絡を密にしていく中で、当然に私どもの作業にも影響を及ぼすものと考えられております。そうした意味で、参考としてその概要を参考4として添付してございます。

今、ご説明した流れの中で、今後の私どもの作業に直接関係しますのは、本年5月23日に行政減量・効率化有識者会議から出されました18年度以降当面の独立行政法人の見直しの基本的方向でございますので、以下にその概要をご説明いたします。

参考3に18年度以降当面の独立行政法人の見直しの基本的方向についてのポイントをまとめてございます。この中には、大きく分けて2つのことが記載されてございます。第1に、奄美基金の場合は平成16年度から20年度でございますが、中期目標期間終了時の組織・業務全般の見直しについてです。この中では、大別して事務・事業の重点化、財務面の改善に向けた見直しの2つが見直しの視点として挙げられております。

第2に、金融業務の見直しについてでございます。基本的方向の中では、独立行政法人の金融業務の性格が一様でないことから、今回の見直しは当該業務の位置づけや特性などを考慮しながら、個別に徹底した精査を行う必要があるとされております。そして、事務・事業の重点化、財務面の改善に向けての見直しを基本的な視点として、具体的には国の政策目標の妥当性、金融的手法の妥当性、独立行政法人の能力との相応性、リスク管理、情報公開などを精査することとされております。また、民業との競合関係の生じるおそれのある業務についての見直しの検討の視点。不良債権処理などについても、基本的な記述が述べられております。また、業務の類型に応じた見直しの視点も位置づけられてございます。

これらの具体的内容は、一部は政策評価・独立行政法人評価委員会が7月18日に発表した平成18年度における独立行政法人の組織・業務全般の見直し方針の政策評価・独立行政法人評価委員会の方針として明らかにされておりますが、今後、詳細な内容は、作業の進捗に合わせて具体化していくものと考えています。

こうした状況を踏まえまして、現時点で独立行政法人奄美群島振興開発基金の業務などの見直しの方向性をまとめましたのが、参考5として現在お配りしたペーパーでございます。一応読み上げさせていただきます。

独立行政法人奄美群島振興開発基金の業務などの見直しの方向性について（案）。独立行政法人奄美群島振興開発基金（以下「奄美基金」という。）の業務の見直しの方向性については、独立行政法人設立の趣旨、「平成18年度以降当面の独立行政法人の見直しの基本的方向について」等を踏まえつつ、平成18年度中に以下に示す方向で検討を進める。第1、融資メニューの重点化等。「振興開発計画に基づく事業に必要な資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融を補完し、又は奨励する」という奄美基金の目的に沿って、奄美群島の事業者等のニーズに対応した融資メニューへの重点化等を検討する。第2、財務内容の健全化等。中期計画の達成に向けてより一層努力するとともに、業況の悪化等により経営状況の厳しい状況におかれている事業者等に対する支援方策の導入を検討する等、より一層の財務内容の健全化に向けた取組みを積極的に推進する。

要しますと、独立行政法人として、18年度以降当面の独立行政法人の見直しの基本的方向に沿った見直しを行うに当たりまして、奄美基金の趣旨、目的、事業者のニーズ、現在の事業者の状況などを十分に踏まえて、今後検討を進めていくということでございます。

今後、この方向性により、政策評価・独立行政法人評価委員会、行政減量・効率化有識者会議の動向なども十分に踏まえまして、適切な対応を図ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

【來生分科会長】 どうもありがとうございました。ただいまご説明があったことについて、具体的に言うと参考の5番を中心にした取りまとめの方向性、見直しの方向性について何かご質問、ご意見はございましょうか。

【〇〇委員】 この第2のところに書かれていることは、経営状況が厳しい状況に置かれている事業者等に対する支援方針、つまり再生事業のほうに軸足を動かされるという趣旨でしょうか。

【來生分科会長】 いかがですか。

【上田特別地域振興官】 幅広く検討するということになるろうかと思えます。必ずしも動かすとか、動かさないということ、今、検討の前段階で決めることはできないだろうと考えております。

【〇〇委員】 ありがとうございます。

【來生分科会長】 よろしいですか。

【委員】 結構でございます。

【來生分科会長】 ほかに何かご意見はございましょうか。特にないということでございますれば、ただいまご説明をいただいたような形で国土交通省の独立行政法人評価委員会に報告をさせていただきたいと考えますが、よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

【來生分科会長】 時間が予定より随分オーバーいたしました。本日の結果につきましては、国土交通省独立行政法人評価委員会運営規則の第6条に基づきまして、国土交通省独立行政法人評価委員会の木村委員長にご報告をし、同意をいただくことになっております。また、奄美基金の主務大臣は国土交通大臣と財務大臣でございますので、同じ議事につきまして、8月9日に予定されております財務省の独立行政法人評価委員会奄美群島振興開発基金部会でもご意見をいただくことになっております。

以上で本日の議事はすべて終わりましたので、議事進行を事務局にお返ししたいと思います。

【上田特別地域振興官】 長時間のご審議、ありがとうございました。最後に安原大臣官房審議官から一言ごあいさつを申し上げます。

【安原大臣官房審議官】 都市・地域整備局を担当しています審議官の安原でございます。きょうは大変お忙しい中この分科会にご出席いただき、また若干時間をオーバーしておりますが、業務実績の評価をはじめ、いろいろな課題につきましてご熱心なご議論をいただきまして、心より御礼申し上げたいと思います。

冒頭に基金の理事長のほうから業務実績等の報告があったわけでございます。独立法人化して以来、理事長はじめ職員一丸となって業務改善に努力しているわけでございますが、先ほど委員の先生方から数々のご指摘がございましたように、まだまだ道半ばというのが実情でございます。

いずれにいたしましても、この奄美基金、地元におきましては、唯一の公的な金融機関ということで、地元の方々からの期待あるいは信頼というものが非常に高うございます。そういう意味で、そういった期待に応えられるよう、今日の先生方のご意見、ご指摘を踏まえながら、財務の健全化をはじめ、さらなる業務改善を進めて、奄美群島の振興開発に寄与していくという本来の目的を達成していきたいと考えております。今後とも先生方に

は何かとお世話になるかと思いますが、この基金に対して引き続きまたご意見、ご指導賜ればと思います。

以上、簡単でございますが、御礼のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございます。

【上田特別地域振興官】 最後になりますが、本日の審議内容などにつきましては、主な意見について簡単にまとめた議事要旨と、詳細な議事内容をまとめた議事録を作成いたしまして、ご出席の皆様方にお諮りいたしました上で公表させていただきたいと存じます。なお、今回の議事録におきましては、発言は「委員」ということだけで記載することといたしております。

以上をもちまして、第6回国土交通省独立行政法人評価委員会奄美群島振興開発基金分科会を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

— 了 —